

8板監第31号の3
令和8年6月26日

請求人 様

東京都板橋区監査委員 吉 田 伸 江

同 有 馬 潤

同 元 山 芳 行

同 お ば た 健 太 郎

板橋区職員措置請求について（通知）

令和8年6月8日付で提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定による板橋区職員措置請求について、別紙のとおり決定
しましたので通知します。

決 定 書

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

令和 8 年 6 月 8 日 (月)

第 2 請求の要旨

本件請求において、請求人は、請求対象を板橋福祉事務所赤塚福祉課長及び担当査察指導員、ケースワーカーとし、生活保護受給者に対する、長期にわたる火災保険の未払い・失効の看過および指導怠慢、当該受給者の退去立会時における、担当職員の善良なる管理者としての注意義務を著しく怠った確認漏れ、受給者本人が弁済意思を明確に示し、家主側が現実的な和解案を提示しているにもかかわらず、具体的な契約手続き(書面の回収)を事実上放置・遅延させた、組織的な指導義務を放棄したことにより生じた家主への損害について、区の責任において被保護者への指導、あるいは行政の過失を認め、適正な賠償・補填措置を講じるよう勧告することを求めている。

第 3 要件審査の結果

1 要件審査の結果

令和 8 年 6 月 8 日に受け付けた板橋区職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、合議により次のように決定した。

本件請求について、請求の要件を審査した結果、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条に定める要件に欠けるため、監査を実施しない。本件請求は、これを却下する。

2 却下の理由

法第 242 条第 1 項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものである。

請求人は、本件請求において、(1)被保護者(生活保護受給者)に対する、長期にわたる火災保険の未払い・失効の看過および指導怠慢、(2)当該受給者の退去立会時における、担当職員の善良なる管理者としての注意義務を著しく怠った確認漏れ(トイレタンク破損の見落とし)、(3)受給者本人が分割の弁済意思を明確に示し、家主側が現実的な和解案を提示しているにもかかわらず、具体的な契約手続きを事実上放置・遅延させた、組織的な指導義務の放棄、を違法または不当な行為又は怠る事実として主張している。

しかるに、請求人が主張する行為又は怠る事実は、職員の福祉行政担当者としての判断によるものであり、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件である職員の財務会計上の行為又は怠る事実には当たらない。

よって、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法であるので、同条第 5 項に定める監査を実施しないこととする。